

社発第T-10号
平成20年4月9日

貸借取引参加者
代表者 殿

日本証券金融株式会社
取締役社長 増 淵 稔

「貸借取引貸株超過銘柄等に対する取扱い」の一部改正について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社は、本年2月13日付で金融庁に提出した「業務改善報告書」において、品貸取引業務の公正性および適切性の確保のため、品貸取引における入札方式以外の方法による株券の調達について関連規程を整備し取扱いの明確化を図ることとしております。

つきましては、今般、「貸借取引貸株超過銘柄等に対する取扱い」の一部改正を下記のとおり実施いたしますので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

1. 「貸借取引貸株超過銘柄等に対する取扱い」の改正 … 別紙

<主な内容>

- ・ 午前10時30分までの品貸入札によって必要株数を調達できなかった場合、当該銘柄にかかる品貸料を最高料率とし、入札以外の調達方法として当社が任意の取引先との個別交渉などにより調達することについて規定します。(第9項)
- ・ 品貸し申込み等の受付開始時間や午前10時までの受付け条件にかかる規定(第2項および第4項)等について所要の整備、改正を行います。

2. 実施日

平成20年4月18日(同日以降の貸借申込み分より適用いたします。)

以 上

「貸借取引貸株超過銘柄等に対する取扱い」の一部改正新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

新	旧
<p>貸借取引において貸株等超過となった銘柄に対する取扱いは、つぎのとおりとする。</p>	<p>(同 左)</p>
<p>1. 当社は、貸借申込みにより貸株残高株数が融資残高株数を超過した銘柄については、申込日の翌日の取引所における午前立会開始時まで、その超過株数を発表する。</p>	<p>1. (同 左)</p>
<p>2. 当社は、前項の銘柄につき、申込日の翌日午前<u>8時30分から</u>10時まで借株返済の追加申込み(借株申込みの取消しを含む。以下同じ。)、融資の追加申込み(融資返済申込みの取消しを含む。以下同じ。)および品貸し申込みの受付けを行う。ただし、貸借取引の円滑な運営のため当社が不相当と認める品貸し申込みについては、これに応じないことができる(第8項による品貸し申込みについても同様とする。)</p>	<p>2. 当社は、前項の銘柄につき、申込日の翌日午前10時まで借株返済の追加申込み(借株申込みの取消しを含む。以下同じ。)、融資の追加申込み(融資返済申込みの取消しを含む。以下同じ。)および品貸し申込みの受付けを行う。ただし、貸借取引の円滑な運営のため当社が不相当と認める品貸し申込みについては、これに応じないことができる(第8項による品貸し申込みについても同様とする。)</p>
<p>3. 前項の追加申込みおよび品貸し申込みは所定の書面によることとし、貸借取引参加者が非清算参加者の委託を受けてその計算により当該申込みに基づく取引を行おうとする場合は、当該非清算参加者が当該貸借取引参加者を代理して行うものとする。</p>	<p>3. (同 左)</p>
<p>4. 品貸し申込みについては、<u>別表に定める最高料率以下の品貸料(1株に対するものとする。以下、別表の「投資単位に対する品貸料」を除き同じ。)</u>により受付けるものとする。ただし、貸株利用等に関する注意喚起通知を行った銘柄または貸借取引の申込制限措置もしくは申込停止措置を実施している銘柄の品貸し申込みおよび午前9時30分後に受付けを行う品貸し申込みについては、<u>1株5円以上(売買単位(取引所が定める売買単位をいう。以下同じ。))が1株以外の銘柄については、売買単位で除</u></p>	<p>4. 品貸し申込みについては、<u>1株50円(取引所が定める売買単位(以下「売買単位」という。))が1株以外の銘柄については、売買単位で除して得た額とし、その額が50銭を下回る場合は50銭とする。)</u>の範囲内の品貸し条件を付するものとする。ただし、貸株利用等に関する注意喚起通知を行った銘柄または貸借取引の申込制限措置もしくは申込停止措置を実施している銘柄の品貸し申込みおよび午前9時30分後に受付けを行う品貸し申込みについては、1株5円以上(売買単位が1株以外の銘柄について</p>

新	旧
<p>て得た額とし、その額が5 銭を下回る場合は5 銭とする。)の<u>品貸料により受付けるものとする。</u></p> <p>5. 品貸料の単位は5 円(売買単位が1 株以外の銘柄については、売買単位で除して得た額とし、その額が5 銭を下回る場合は5 銭とする。)とする。</p> <p>6. 追加申込みおよび品貸し申込みの貸株超過株数への充当順序は、つぎのとおりとする。 (1) 借株返済および融資の追加申込み。ただし、申込み時間の早いものから充当する。 (2) 品貸しの申込み。ただし、品貸料の低率のものから充当し、同率のものについては、申込み時間の早いものから充当し、同時間のものについては、抽選により充当順序を決定する。この場合において、午前9 時30 分までに受付けた品貸し申込みについては、すべて午前9 時30 分にその申込みを受付けたものとみなす。</p> <p>7. <u>前項までにおいて、1 株50 円(売買単位が1 株以外の銘柄については、売買単位で除して得た額とし、その額が50 銭を下回る場合は50 銭とする。以下同じ。)以下の品貸料での品貸し申込みにより必要株数が調達できた場合は、その申込みに対応された品貸料のうち最も高い料率をもって、当該銘柄にかかる品貸料とする。</u></p> <p>8. 前項によっても必要株数が調達できない場合は、品貸し申込みの受付時限を午前10 時30 分まで延長し、<u>1 株50 円超の品貸料により受付けるものとする。本項までの品貸し申込みにより必要株数が調達できた場合は、その申込みに対応された品貸料のうち最も高い料率をもって、当該銘柄にかかる品貸料とする。</u></p>	<p>は、売買単位で除して得た額とし、その額が5 銭を下回る場合は5 銭とする。)の<u>品貸し条件を付するものとする。</u></p> <p>5. 品貸料は<u>1 株に対するものとし、その単位は5 円(売買単位が1 株以外の銘柄については、売買単位で除して得た額とし、その額が5 銭を下回る場合は5 銭とする。)</u>とする。</p> <p>6. (同 左)</p> <p>7. 品貸し申込みにより必要株数が調達できた場合は、その申込みに対応された品貸料の<u>最高料率をもって、当該銘柄にかかる借入料率(以下「借入料率」という。)</u>とする。</p> <p>8. 前各項によっても必要株数が調達できない場合は、品貸し申込みの受付時限を午前10 時30 分まで延長する。<u>この場合、品貸料として付する条件は別表特別品貸料率の範囲内とする。</u></p>

新	旧																		
<p>9. 前項の措置によっても必要株数が調達できない場合および前各項の方法によらないで必要株数の一部または全部を調達することが適当と認める場合には、<u>別表の最高料率をもって、当該銘柄にかかる品貸料とする。この場合、当社は、必要株数に不足する株数について、取引所と緊密な連携を保ち、任意の取引先との個別交渉など他の方法によって株券を調達する。</u></p> <p>10. 以上の措置によってもなお株券が調達できない場合は、当社は、借株申込みおよび融資の返済申込みをそれぞれ延期させることができる。</p> <p>11. 前各項により決定した品貸料をもって、当該銘柄にかかる貸借取引貸出規程第 23 条に規定する品貸料とする。ただし、前 2 項による場合は、取引所と協議のうえ、別に品貸料を決定することができる。</p> <p>12. 貸株等超過銘柄が株券以外の有価証券である場合については、前各項の規定中、株券について使われている用語を、当該有価証券の種類に応じて読み替えるものとする。</p> <p>(別表)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">投資単位（貸借値段に売買単位を乗じて得た金額）</td> <td style="width: 35%;">5 万円以下</td> <td style="width: 35%;">5 万円超</td> </tr> <tr> <td>投資単位に対する品貸料の上限</td> <td>100 円</td> <td>100 円に投資単位 5 万円から計算して 5 万円以下を増すごとに 100 円を加算した額</td> </tr> <tr> <td colspan="3">上記区分の投資単位に対する品貸料の上限を売買単位で除した料率を 1 株あたりの</td> </tr> </table>	投資単位（貸借値段に売買単位を乗じて得た金額）	5 万円以下	5 万円超	投資単位に対する品貸料の上限	100 円	100 円に投資単位 5 万円から計算して 5 万円以下を増すごとに 100 円を加算した額	上記区分の投資単位に対する品貸料の上限を売買単位で除した料率を 1 株あたりの			<p>9. 前項の措置によっても必要株数が調達できない場合および前各項の方法によらないで必要株数の一部または全部を調達することが適当と認める場合には、当社は、取引所と緊密な連携を保ち、他の方法によって株券を調達する。</p> <p>10. (同 左)</p> <p>11. 前各項により決定した借入料率をもって、当該銘柄にかかる貸借取引貸出規程第 23 条に規定する品貸料とする。ただし、前 2 項による場合は、取引所と協議のうえ、別に品貸料を決定することができる。</p> <p>12. (同 左)</p> <p>(別表) 特別品貸料率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">投資単位（貸借値段に売買単位を乗じて得た金額）</td> <td style="width: 35%;">5 万円以下</td> <td style="width: 35%;">5 万円超</td> </tr> <tr> <td>投資単位に対する品貸料</td> <td>50 円超 100 円以下</td> <td>50 円超とし、最高は 100 円に投資単位 5 万円から計算して 5 万円以下を増すごとに 100 円を加算した額とする。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">上記区分の投資単位に対する品貸料を売買単位で除した料率を 1 株あたりの特別品</td> </tr> </table>	投資単位（貸借値段に売買単位を乗じて得た金額）	5 万円以下	5 万円超	投資単位に対する品貸料	50 円超 100 円以下	50 円超とし、最高は 100 円に投資単位 5 万円から計算して 5 万円以下を増すごとに 100 円を加算した額とする。	上記区分の投資単位に対する品貸料を売買単位で除した料率を 1 株あたりの特別品		
投資単位（貸借値段に売買単位を乗じて得た金額）	5 万円以下	5 万円超																	
投資単位に対する品貸料の上限	100 円	100 円に投資単位 5 万円から計算して 5 万円以下を増すごとに 100 円を加算した額																	
上記区分の投資単位に対する品貸料の上限を売買単位で除した料率を 1 株あたりの																			
投資単位（貸借値段に売買単位を乗じて得た金額）	5 万円以下	5 万円超																	
投資単位に対する品貸料	50 円超 100 円以下	50 円超とし、最高は 100 円に投資単位 5 万円から計算して 5 万円以下を増すごとに 100 円を加算した額とする。																	
上記区分の投資単位に対する品貸料を売買単位で除した料率を 1 株あたりの特別品																			

新	旧
<p>品貸料の上限（以下「最高料率」という。）とし、最高料率が1円以下の場合には1円50銭とし、1円を超える場合は円単位に切り上げる。</p>	<p>貸料率とし、①特別品貸料率の最低料率が50銭を下回る場合は50銭とし、②特別品貸料率の最高料率が1円以下の場合には1円50銭とし、1円を超える場合は円単位に切り上げる。</p>
<p>1. つぎに定める銘柄の貸借申込みにかかる品貸料については、上記区分の最高料率を2倍とし、また(1)または(2)に該当し、かつ(3)または(4)に該当する銘柄については、4倍とする。</p> <p>(1) 取引所において配当落もしくは権利落とする期日(株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)が保管振替業において取り扱う株券について、株券等の保管及び振替に関する法律に基づく実質株主の通知を行うため取引所が必要と認める日を含む。)または株式の併合等のため売買を停止する日が定められた銘柄については、当該期日または当該売買停止日の6営業日前から前営業日までの貸借申込み分</p> <p>(2) 機構が外国株券等の保管及び振替決済に係る業務において取り扱う外国株券または預託証券について、機構の「外国株券等の保管及び振替決済に関する規則」に基づく外国株券等実質株主の通知を行う日(株主総会における議決権について外国株券等実質株主の議決権を代理行使するために機構が指定する日を含む。)の9営業日前から3営業日前までの貸借申込み分(上記(1)に該当する場合を除く。)</p> <p>(3) 貸株利用等に関する注意喚起通知を行った銘柄については、その通知日の翌日から取消し通知日までの貸借申込み分</p> <p>(4) 貸借取引の申込制限措置または申込停止措置を行った銘柄については、その実施日から解除日の前日までの貸借申込み分</p> <p>2. 株式市況の激変または急激な株券の不足状態の発生等により、異常な貸株超過状</p>	<p>1. (同 左)</p> <p>2. (同 左)</p>

新	旧
<p>態が生じ、またはそのおそれがあると認められるときは、臨時措置として上記区分の最高料率を 4 倍とし、また極めて異常な貸株超過状態が生じ、またはそのおそれがあると認められるときは、臨時措置として上記区分の最高料率を 10 倍とする。</p>	